

島根 更生保護

NO.198

(平成30年7月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数	496人
保護観察事件	131件
生活環境の調整事件	229件
(30.6.1現在)	



「社会を明るくする運動」 に寄せて

松江保護観察所
所長 加藤 雅之



社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。本年度で68回目を迎えるこの運動は、毎年7月を強調月間として全国的に展開されます。更に、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、その法律は国民の間に広く再犯の防止等についての理解と関心を深めるため、同じ7月を「再犯防止啓発月間」とする旨規定しています。地域に根ざした再犯防止の在り方について、社会を明るくする運動を展開する中でより具体的に考えていく契機となればと存じます。さて、昨年12月、国の再犯防止推進計画が閣議決定され、基本方針、重点課題、具体的施策がそれぞれ示されると共に、今

後5年間かけてこれらの取組を推進していくこととなりました。本年度は再犯防止推進計画の初年度、「推進計画元年」に当たります。この計画は、犯罪認知件数が毎年減少を続ける一方、地域社会のセイフティネットから弾かれた「生きづらさ」を抱えた者達が、社会の中での居場所と出番を与えられることなく、犯罪・非行を繰り返すに至っている事実、検挙者に占める再犯者の割合が増大し続けていることへの警鐘から始まっています。制度と制度の間、国と地方公共団体、民間団体それぞれの取組の境界線に位置する者達が、支援の狭間に落ち込む中で適切な支援を受けられず、生きづらさを抱えているとすれば、私たちはそれぞれの境界において良い連携を構築し、差し伸べる手と手の間からこぼれ落ちる者がいないよう、「誰ひとり取り残さない」社会を実現すべく、再犯防止策を推進する必要があると考えます。それぞれの地域における問題にきちんと向き合い、力を合わせ、安全・安心な島根県、誰一人取り残さない島根県を目標に、共に歩んでいくよう皆様の御協力をお願いします。

県民を挙げての運動の展開を確認 第68回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会を開催

第68回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会(委員長：溝口善兵衛島根県知事)が、5月17日(木)島根県職員会館において開催され、関係機関・関係団体、島根県内各地方公共団体及び地域の更生保護を支える保護司等約80名が参集し、官民を問わず県民の総力を挙げて効果的な運動を展開するための意思統一を行いました。

一昨年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法においては“社会を明るくする運動”強調月間である7月が再犯防止啓発月間として設定されるなど、本運動を推進し、罪を犯した人や非行のある少年の更生に対し、広く地域住民の理解と共感が得られるような活動を展開することが求められています。また、昨年12月には「再犯防止推進計画」が閣議決定され、同計画を実行性のあるものにしていくためには、地方公共団体を始めとした関係機関との連携をより一

層強化していく必要があります。

当日は、島根県保護司会連合会坂本圭祥会長から島根県知事(代理：三谷耕司地域福祉課長)に総理大臣メッセージが伝達された後、本年度の活動計画、作文コンテスト等の事業計画が満場一致で採択されました。

また、島根県の再犯防止担当窓口を担う島根県地域福祉課長から、島根県の再犯防止計画策定に向けた動向について説明がなされるとともに、島根あさひ社会復帰促進センター更生支援企画官から、同センターの再犯防止に向けた取り組み及び地域社会との連携に関する実情に関する説明がなされ、参加者に再犯防止に向けた施策に関する理解と協力を求めました。



第68回 地域の手カラが欠かせません!「立ち直りと再犯防止」 “社会を明るくする運動”島根県実施要綱

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

1 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

2 行動目標・重点事項

(1)行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

(2)重点事項

- 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、
- ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
 - ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
 - ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
 - ④犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。
 - ⑤非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。に
関係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項とする。

3 組織

この運動は、島根県及び市町村等を単位とする推進委員会により推進する。

(1)島根県推進委員会

島根県推進委員会は、別添の関係機関・団体の代表により組織し、次に掲げる活動を行う。

①運動名称の周知を図ること。

②犯罪や非行のない明るい社会づくりについて国民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図ること。

③犯罪や非行のない、全ての県民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークとして「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」の周知を図ること。

④この運動の全県的な周知及び展開を図るための取組を実施すること。

⑤この運動に参加する関係機関・団体に対し、市町村等を単位として、地区推進委員会を組織するよう要請すること。

⑥地区推進委員会による各地域の実情に応じた活動の円滑な実施を支援すること。

⑦地区推進委員会相互の連絡・調整を行うこと。

(2)地区推進委員会

①地区推進委員会は、市町村等を単位として広く関係機関・団体に参加を求めて組織する。

②地区推進委員会は県推進委員会と連携し、行動目標の達成または重点事項の推進に寄与する活動その他の犯罪及び非行のない地域社会の実現に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施するとともに、これらの活動を行う団体または個人に対する支援及び協力を行う。

4 再犯防止啓発月間の趣旨の考慮

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に定める再犯防止啓発月間が7月とされていることに鑑み、その趣旨を踏まえた活動の実施について考慮すること。

“犯罪や非行のない社会”～感じたことを書いてみませんか～ 第68回 “社会を明るくする運動” 作文コンテストを開催します! 島根県実施要綱

◆趣旨
“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第68回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回 “社会を明るくする運動” (平成5年) から始まり、今回で26回目となります。

◆主催
“社会を明るくする運動” 島根県推進委員会

◆後援
島根県小学校長会等

◆応募規定
(1)応募の資格
島根県内の小学生及び中学生

(2)テーマ
“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことや感じたことなどを題材としたものとします。

(3)原稿の枚数
400字詰め原稿用紙3～5枚程度

(4)応募先
“社会を明るくする運動”各地区推進委員会あて

(5)地区保護司会から県推進委員会への応募締切日
平成30年9月21日(金)

(6)その他
応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限り、原則として原本かつ手書きのものとします。応募に当たっては、題名、学校名(〇〇市立△△小学校)、学年(〇年△組)、氏名(ふりがな)を明記してください。

◆選考
御応募いただいた作品は、“社会を明るくする運動”各地区推進委員会において選考し、同運動島根県推進委員会に推薦された作

品(各地区推進委員会からは小学生の部・中学生の部それぞれ5作品以内を推薦)について、同委員会において審査を行い、下記6の入賞作品を決定します。

また、入賞作品の中から、小学生の部・中学生の部それぞれ3作品以内を選考し、同中央推進委員会(法務省)に推薦します。

- ◆表彰
 - (1)最優秀賞
 - ・島根県推進委員会委員長賞 ～小学生・中学生 各1点
 - (2)優秀賞
 - ・島根県保護司会連合会長賞 ～小学生・中学生 各1点
 - ・更生保護法人島根保護観察協会理事長賞 ～小学生・中学生 各1点
 - ・山陰中央新報社賞 ～小学生・中学生 各2点
 - ・島根県更生保護女性連盟会長賞 ～小学生・中学生 各2点
 - ・島根県BBS連盟会長賞 ～小学生・中学生 各2点

各賞については、更生保護法人島根県保護司会連合会が発行する機関紙「島根更生保護」や後援の山陰中央新報社などにおいても発表されます。各賞の表彰式は、各地区保護司会が当該学校の協力を得て、適宜の方法で行うものとします。また、応募者全員に記念品を、入賞者には表彰状と図書カードを贈呈します。

◆審査委員
島根県教育庁教育指導課代表者等

◆その他
(1)応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
(2)応募作品は、原則として返却いたしませんので、予め御了承をお願いします。

◆応募先及び本コンテストに関する照会先
“社会を明るくする運動”各地区推進委員会(各地区保護司会)

○最寄りの応募先が御不明の場合には、下記までお問い合わせください。

島根県推進委員会事務局

〒690-0841 松江市向島町134-10
松江保護観察所企画調整課内
TEL 0852-21-3767 FAX 0852-32-2471

※誌面の都合上、一部を省略しております。御了承ください。

平成30年度業務重点事項 松江保護観察所

- 1 再犯防止に向けた取組の充実強化
 - (1) 再犯防止に関する政府目標の達成に向けた関連施策の充実強化
刑務所出所者等の再犯防止に関する政府目標の達成に向け、更生保護における関連施策について、数値目標を設定するなどして施策の効果を測定するとともに、その充実強化を図る。
 - (2) より効果的な保護観察処遇・更生緊急保護の実施
地方公共団体や検察庁等の関係機関との連携を強化するとともに、社会貢献活動、所在不明者対策等の施策を適切に遂行し、より効果的な保護観察処遇等を実施する。
 - (3) 保護観察付一部猶予者を始めとする薬物事犯者に対する社会内処遇の充実強化
薬物事犯者に対する保護観察処遇体制の充実を図るとともに、薬物依存症に係る治療や支援を実施する医療・保健・福祉機関等との適切な連携を構築し、その再犯防止・社会復帰に向けた息の長い指導・支援を確保する。
 - (4) 刑務所出所者等の生活環境の調整等の充実強化
矯正施設収容中の生活環境の調整について、的確な調査及び積極的かつ計画的な調整を実施する。取り分け、調整困難なケース、短期刑受刑者及び少年院在院者については、保護観察官の積極的関与や関係機関等との緊密な連携を図り、迅速な調整に努める。また、更生保護施設における刑務所出所者等の一層の受入れや、就労奨励金支給制度の活用を始めとする就労支援策の一層の推進を図る。加えて、高齢又は障害により福祉の支援が必要な者については、特別調整の充実強化によりその再犯防止を図る。

- (5) 地方公共団体への働き掛け及び地域社会に向けた情報発信の強化
地方公共団体における再犯防止の重要性等に関する理解の促進及び地方再犯防止推進計画の策定に向け、積極的に働き掛けを行う。
また、地域住民の更生保護に対する理解と協力を得るため、再犯防止推進法に基づく再犯防止啓発月間の趣旨に留意しつつ、「社会を明るくする運動」など更生保護関係者や団体等が行う事業や行事の情報を積極的に報道機関等に発信・提供する。
- 2 保護司の安定的確保及び保護司活動の充実
地方公共団体や地域の関係機関との連携を強化し、保護司候補者検討協議会の計画的かつ柔軟な実施、地域における立ち直し支援と組織活動の拠点としての更生保護サポートセンターの効果的な活用、地域処遇会議の積極的な開催、保護観察事件の複数担当制の活用等の関係施策(薬物事犯者処遇の充実強化を含む)を推進し、保護司の活動に対する地域の実情に応じたきめの細かい支援を行う。
- 3 更生保護における被害者等施策の適切な実施(省略)
- 4 医療観察制度の適切な運用(省略)

※誌面の関係上、一部を省略し、更生保護関係者に特に関わる事項のみ掲載しております。御了承ください。



更生保護功勞による
叙勲・褒章（敬称略）

瑞宝双光章 伊藤 皓元（出雲）
藍綬褒章 沖野 邦男（浜田）



受章にあたって

出雲地区 伊藤 皓元

この度、更生保護活動に対し叙勲を頂きました。長期間お勤めしていますが、担当したケースは少なく、頂戴してよいのか面映ゆい気持ちでいっぱいです。

私が最初に担当したケースは覚醒剤を使用して罪に問われた人で、仮釈放になった人でした。生活環境調整から始まって、約1年ぐらい担当したと思います。その時の本人が語った言葉の中で今でも鮮明に覚えているのは、「覚醒剤というものは本当にいいものです」と

「だけど、もう絶対にやらないよ」というものでした。

その人は保護観察の期間は就職をして覚醒剤に手を出さなくなったと満期となりました。それから半年ぐらい経って、また覚醒剤の所持と使用で逮捕されたことを新聞で知りました。その時は住所が変わり担当も変わりましたのでそれ以降の消息は知りませんでした。

最初の担当から約三十年経って、保護観察所からその人の生活環境調整の依頼がありました。ずっと覚醒剤を続けていたのです。環境調整は不調に終わりましたが、覚醒剤対象者の社会復帰への難しさを改めて感じ、心苦しい昨今です。



藍綬褒章拝受のお礼について

浜田地区 沖野 邦男

皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私こと、この度春の褒章に際し、藍綬褒章拝受の栄に浴しましたこと、感謝に堪えません。また、ご懇篤なるご祝辞をいただき誠にありがたく厚くお礼を申し上げます。

受賞の報に「本当にこの私で良いのか」と恐縮いたしました。そして、BBS会員や保護司として歩んだ日々など、これまでのことが色々と思い起こされまし

た。これも、ひとえに諸先輩や皆様のおかげとご支援の賜物と家族ともども感謝いたしております。

去る5月15日章記・褒章の伝達を受け、引き続き皇居に参内し、春秋の間において天皇陛下に拝謁の栄誉と共に言葉まで賜り感謝の極みでございました。

法務省の担当者の方には、私の体調を気遣いいろいろと親切にご配慮頂き、本当にありがたく感謝致しております。また受章のため、申請から受章いたるまで計り知れないお力と時間を費やして頂きました皆様に深く感謝いたします。今後はこの栄に恥じないよういっそう精進し、いささかなりとてご芳情に報いたいと存じます。

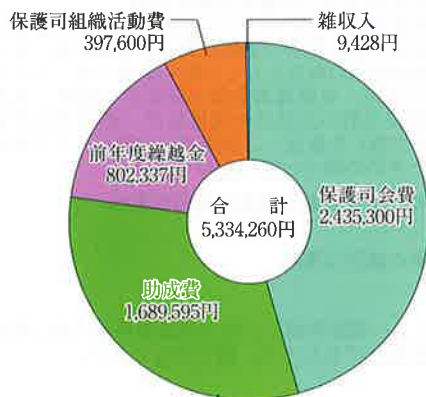
皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

平成29年度収支決算について

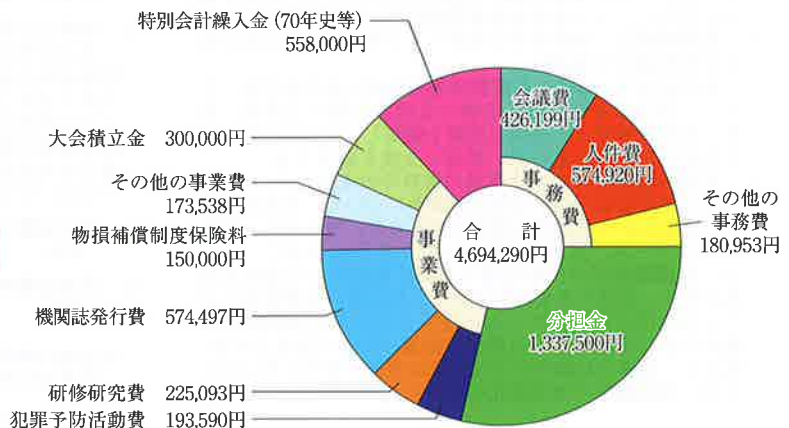
島根県保護司会連合会

平成29年度島根県保護司会連合会の収支決算については、収入総額5,334,260円、支出総額4,782,610円でした。収入の部は、保護司会費収入が2,435,300円（収入総額の45.7%）、島根保護観察協会等からの助成金が1,689,595円（同31.7%）となっています。また、支出の部においては、事務費1,182,072円（支出総額の24.7%）で、その内訳は主に会議費（同8.9%）や人件費（同12.0%）です。また、全国保護司連盟などへの分担金は、1,337,500円（同27.9%）です。事業費については、1,705,038円（同35.6%）で、主に犯罪予防活動費（同4.0%）、研修研究費（同4.7%）、機関紙発行費（同12.0%）、物損補償制度保険料（同3.1%）などに充てられています。

収入



支出



剣道をとおして 子供たちの成長を見守る

雲南地区 須山 哲 好

私は、地元のスポーツ少年団で小学生を対象に剣道を教えています。指導歴35年になりました。長年現役で指導ができるのも、剣道が生涯スポーツである所以です。

剣道では、礼に始まり礼に終わる、常に相手を大事にする心構えを養います。そして、形を大事にします。子供達には、礼の形、打ち込みの形など、カッコいい剣道を教えながら、指導者自らも常に自分の形を磨いています。

子供達には、子供から大人になっても剣道を続けていけるような指導を心掛け、厳しくも楽しい剣道をやりたいと、思っています。

先日、山陰中央新報の「羅針盤」欄に法政大スポーツ健康学部の山本浩教授が剣道とドイツ人、伝わる日本流リスペクトという見出しで、コラムを書いておられました。その中でチェコの11歳の

視点

焦点

女の子の父親に聞いた話として、子供が剣道を通して身に着けたものへの評価で、親や先生たちに対してだけでなく周りの人に対する『リスペクト』を覚えてくれたのがうれしいと言っていた。

身近なドイツ人がドイツ的な解釈を示してくれた「リスペクトとは普通、まずは時間を守ること。次にあいさつをすること。そして人の意見を尊重すること。昔は当たり前だったことが、今では失われているから。剣道にはそれがあるんだろうね」と。勝つための竹刀さばきを教えるだけでなく、剣道は欧州の教育に、なにかしらの貢献をしている。と記事を載せておられた。

外国でも評価が高い日本の剣道をやっていることに自信を深め、剣道の良さを子供たちに伝え、指導者自らも日々精進で自らを磨かなくては行かないと改めて感じたところです。

子供たちの成長をいつまでも、見守ることができるよう私も健康に留意しながら剣道を続けたいと思うこの頃です。

地区だより

みんなで手をつないで

玉湯地区 会長 石川 咲 子

島根県更生保護女性会員数は2623名ですが、玉湯地区の会員は14名と少人数で活動しています。

毎年2月は町内の保護司さん3名の方と研修会、交流会を行ない、そして7月は総会を開き、社明運動に参加して、広報活動もします。7月中は募金活動もします。

9月は町内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・お話しの時間コスモス・公民館・障害者施設・しらふじと11ヶ所へ愛の図書券・義援金を配布しています。

会員も勤めの方が多く、なかなか時間がとれず苦勞しているところです。毎朝通学路に立ち、子供達にあいさつ運動をしている私ですが、これか

らも犯罪や非行のない明るい社会の実現にむけて、会員で手をつないで暖かい手をさしのべてゆきたいと思います。



県保連だより

平成30年5月18日(金)松江エクセルホテル東急において、平成30年度第1回島根県保護司会連合会理事会が開催され、平成29年度事業結果及び収支決算報告書並びに平成30年度予算の補正について審議され、いずれも承認されました。



シリーズ サポートセンターだより

邑智地区更生保護サポートセンター



邑智地区更生保護サポートセンターは、平成27年7月13日島根県保護区9地区の内5番目に邑智地区保護司会（保護司定数30人）の拠点施設として開設したものであります。ここに至るまでの過程と現況を記述します。

開設前の地区保護司会の事務局は大変なものでありました。自宅で保護司会の運営と取り纏め、頻繁に来る郵便物、日程調整、報告物、発送等々事務局長が1人で行って居りました。私も定年退職後社会奉仕の精神でということ、何も解らないままに受けた保護司、事務局長も軽い気持ちで仕方なく引き受けたものでした。その後保護司以外にもボランティアの役が山ほど来て、「退職後は百姓でもして、のんびりしたい人生設計」が大げさではあります少し狂いかけた時のことでした。松江保護観察所の代表者会議の折り、某地区局長に愚痴を漏らしたら、開設済みの某局長「何と楽になりましたでー」と淡々と話されるのには驚きました。私の心に火が付いたのは言うまでもありません。川本に帰ってすぐ保護司会で説明、町行政担当課長に説明、松江保護観察所の課長と管内町長に要請文書を持って廻る等慌ただしく動き、どうやらご理解を得ることが出来ました。場所の設定は保護司が集まり易い邑智郡内

3町の中心、川本町に決めて進みましたが物件はなかなか見つからず、何度も行政、役員で協議の末本施設にたどり着きました。場所構造には申し分はないが事務所を開設するには多額な費用がかかるのとこと、再度各町長に陳情、要請を行い邑智郡内3町等分でご負担頂き改装も出来、無償で借用させて頂くという最高の条件で開設出来ましたこと、誠に嬉しく感謝致しております。私たちがこれまでに増して更生保護活動に邁進して行かなくてはならないものと決意を新たに致しております。

邑智地区更生保護サポートセンターには企画調整保護司6名（各町村2名）を置き、センター長・企画・会計・研修・広報・雇用主担当を貼り付け、月～金1人は常駐しております。月初めは6人全員が出勤して企画調整会議を開き仕事の把握、分散を行っております。又保護司本来の対象者との保護観察、生活環境調整、相談会等は基より定例研修会、行政、関係団体等との調整会議、更には更生保護女性会の事務局も



保護司の異動

〔退任保護司〕 12名
(平成30年5月31日付)

中村清志 (松江)	福田瑞枝 (安来)
高木茂 (松江)	瀬山恵子 (雲南)
福井邦昭 (松江)	園山惠隆 (出雲)
永戸賢樹 (松江)	一ノ瀬幸夫 (出雲)
石橋宣道 (松江)	米田廣 (邑智)
山崎武 (安来)	領家貞夫 (益田)

〔配属変更〕 1名
(平成30年4月6日付)

渡部舟海 (出雲)

〔新任保護司〕 16名
(平成30年6月1日付)

荒木純 (松江)	山崎幸子 (安来)
今岡克 (松江)	早水平克 (雲南)
田部己康 (松江)	川平克憲 (邑智)
谷上敏 (松江)	尾崎靖記 (浜田)
野上敏 (松江)	島田修二 (浜田)
野村泰道 (松江)	山崎知行 (浜田)
勝部幸治 (安来)	熊谷利範 (益田)
宮廻郁丸 (安来)	栗栖美由紀 (益田)

協会の動き

平成30年5月18日(金)松江エクセルホテル東急において、平成30年度更生保護法人島根保護観察協会の役員会が開催され、平成29年度事業結果及び収支決算報告書について審議され、いずれも承認されました。また、役員会開会前には、「有限会社 スペース企画」様から、本協会に対して、昨年度に引き続き、多くの浄財が寄付されました。



ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会) 敬称略
 株式会社 栄徳 代表取締役 山下 壮一
 有限会社 スペース企画 代表取締役会長 原 勝次
 山下 壮一 野上 雄護

敬弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。
 保護司 中島 修司 (益田) (平成30年4月17日逝去)
 元保護司 若槻 俊彦 (雲南) (平成30年5月5日逝去)
 元保護司 太田 祐子 (出雲) (平成30年5月18日逝去)
 元保護司 上谷 慎二 (松江) (平成30年5月31日逝去)